

岩手県告示第 420 号

緑化センター条例の一部を改正する条例（平成 18 年岩手県条例第 3 号）附則第 2 項の規定により、緑化センターの利用料金を次のとおり承認した。

平成 18 年 3 月 31 日

岩手県知事 増 田 寛 也

次の表に掲げる額

表 緑化木流通施設の利用料金

利用料金		
9 時から 12 時まで	13 時から 17 時まで	9 時から 17 時まで
360 円	490 円	980 円